

改元に関するQ&A

No.	項目	質問	回答
1	帳票類について	「平成」が記載されている手形・小切手、帳票類は使用できるか。また、使用できる場合、訂正印は必要か。	「平成」表記の帳票類はそのままご利用いただけますが、お客さまが新元号に訂正する場合は「平成」に一条線を引き、新元号をご記入ください。訂正印は原則不要です。 (例) 2019年5月7日の日付を記入する場合 ① 平成31年5月7日 ② ○○ (新元号) 平成1年5月7日 ③ ○○ (新元号) 平成元年5月7日
2	帳票類について	新元号の帳票・書式類を改元後いつから使用することができるのか。	新元号の帳票類をご用意するまで、一定のお時間をいただきます。大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。
3	金融犯罪について	改元のためにキャッシュカードを切り替えるような対応はあるのか。	ありません。銀行員や全国銀行協会職員を装い、改元を名目にキャッシュカードをだまし取ろうとする詐欺が発生しています。銀行員や銀行協会職員がキャッシュカードを預かったり暗証番号をお聞きしたりすることは絶対にありません。ご注意ください。